

静岡県監査委員告示第10号

静岡県監査委員処務規程（昭和56年静岡県監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

静岡県監査委員 山下 和 俊
静岡県監査委員 松本 早 巳
静岡県監査委員 良知 淳 行
静岡県監査委員 阿部 卓 也

改正前	改正後
(代表監査委員の職務) 第3条 (略)	(代表監査委員の職務) 第3条 (略) <u>(監査専門委員の設置)</u> 第4条 <u>監査委員に監査専門委員を置くことができる。</u>
(委員協議会) 第4条 (略) (協議事項)	(委員協議会) 第5条 (略) (協議事項)
第5条 (略) (代表監査委員の代理)	第6条 (略) (代表監査委員の代理)
第6条 (略) (事故等の通知)	第7条 (略) (事故等の通知)
第7条 (略) (局長等の専決)	第8条 (略) (局長等の専決)
第8条 (略) (補則)	第9条 (略) (補則)
第9条 (略)	第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。